

令和8年4月8日
山梨県福祉保健部衛生薬務課
課長 浅山光一
電話 055-223-1476 (内線 3450)

報道関係者各位

食品衛生関係施設に係る令和8年度第1回集中監視の実施について

春の大型連休（ゴールデンウィーク）を前に、食中毒等の発生を未然に防止するため、食品衛生監視員による観光地の宿泊施設等を対象とした集中的な監視を実施します。

1 実施期間及び実施保健所

実施期間：4月15日（水）～17日（金）、20日（月）～24日（金）の8日間
実施保健所(延べ班数)：中北保健所（4班）、峡東保健所（8班）
富士・東部保健所（8班）

監視予定施設数：中北保健所 30施設、峡東保健所 60施設
富士・東部保健所 60施設 合計150施設

2 重点監視項目

- ア 食品取扱施設・設備の衛生管理状況
- イ 調理従事者の衛生管理状況（手指の汚染度調査）及び健康管理状況
- ウ HACCPに沿った衛生管理の実施状況
- エ 使用水の管理状況（塩素消毒等の確認）
- オ みやげ品の取扱状況及び表示の確認

3 監視状況の撮影について

次のとおりご協力をお願いいたします。

食品衛生監視員の到着まで、施設での取材・撮影はお控え下さい。

フルーツパーク富士屋ホテル 山梨県山梨市江曾原 1388 笛吹川フルーツ公園内
4月15日（水）午前10時 ※正面玄関にてお待ち下さい。

当日連絡先：衛生薬務課 055-223-1476

4 監視結果の公表

8日間の監視結果については、5月1日（金）に山梨県公式ホームページ
(https://www.pref.yamanashi.jp/eisei-ykm/syokuhin_kansisidoukeikaku.html)
に掲載予定です。（下記QRコードからご参照いただけます。）



問い合わせ先
衛生薬務課 浅山（内線:3450）
相川（内線:3452）